

平成 28 年 4 月 1 日改訂

『輸送の安全に関する基本方針』

【安全衛生理念】

当社は、事業活動のあらゆる面で、働くすべて人及び作業によって安全と衛生を優先に考え、活動します。

【安全衛生方針】

1. 事業場における危険又は有害要因を特定し、リスク（危険源）低減活動を図ります。
2. 労働安全衛生・道路交通法に関する法律及び社内規則・協定等を遵守します。
3. 全社員の協力を得て、自主的な安全衛生活動に積極的に取り組み、継続的な改善・維持向上に努めます。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムの適切性、妥当性、有効性について定期的にチェックし、見直しを行います。
5. 全社員及び協力会社に対し、必要な教育・啓蒙活動を通じて労働安全衛生の質的向上に努めます。
6. 労働安全衛生方針は、求めに応じて一般に情報公開します。

【安全衛生活動骨子】

（安全活動の骨子）

1. 労働災害隠しは絶対にしない。
2. どんなに小さな事故でも再発防止策を徹底させる。
3. 事故災害情報の共有化を図り、類似事故防止対策を全社で迅速に水平展開する。
4. 抑止活動として、OSHMS の展開と併せ、安全教育、危険予知訓練、ヒヤリハット提案の活性化を図る。

（衛生活動の骨子）

1. 労働者の健康の保全増進を図るための定期健康診断の 100%実施。
2. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき事項の徹底を図る。
3. 労働災害の原因及び再発防止策で衛生に係るものの実施と運営。
4. 労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項。

心身とも健康な社員があつてこそ、会社はお客様に高い満足度を提供できる。

健康こそが全ての入り口であり、「健康企業」を宣言し諸施策を講じる。

『輸送の安全に関する目標及びその達成状況』

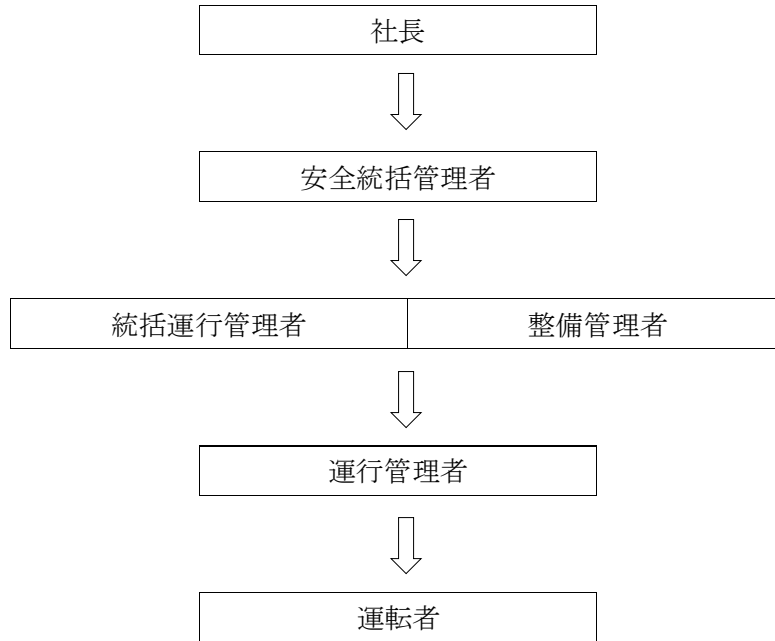
交通事故

項目	2015 年度目標	2015 年度実績	2016 年度目標
重大交通事故件数	0 件	0 件	0 件
重大労災事故件数	0 件	0 件	0 件
目標達成率	—	100%	—
2014 年度 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故発生件数は 0 件			

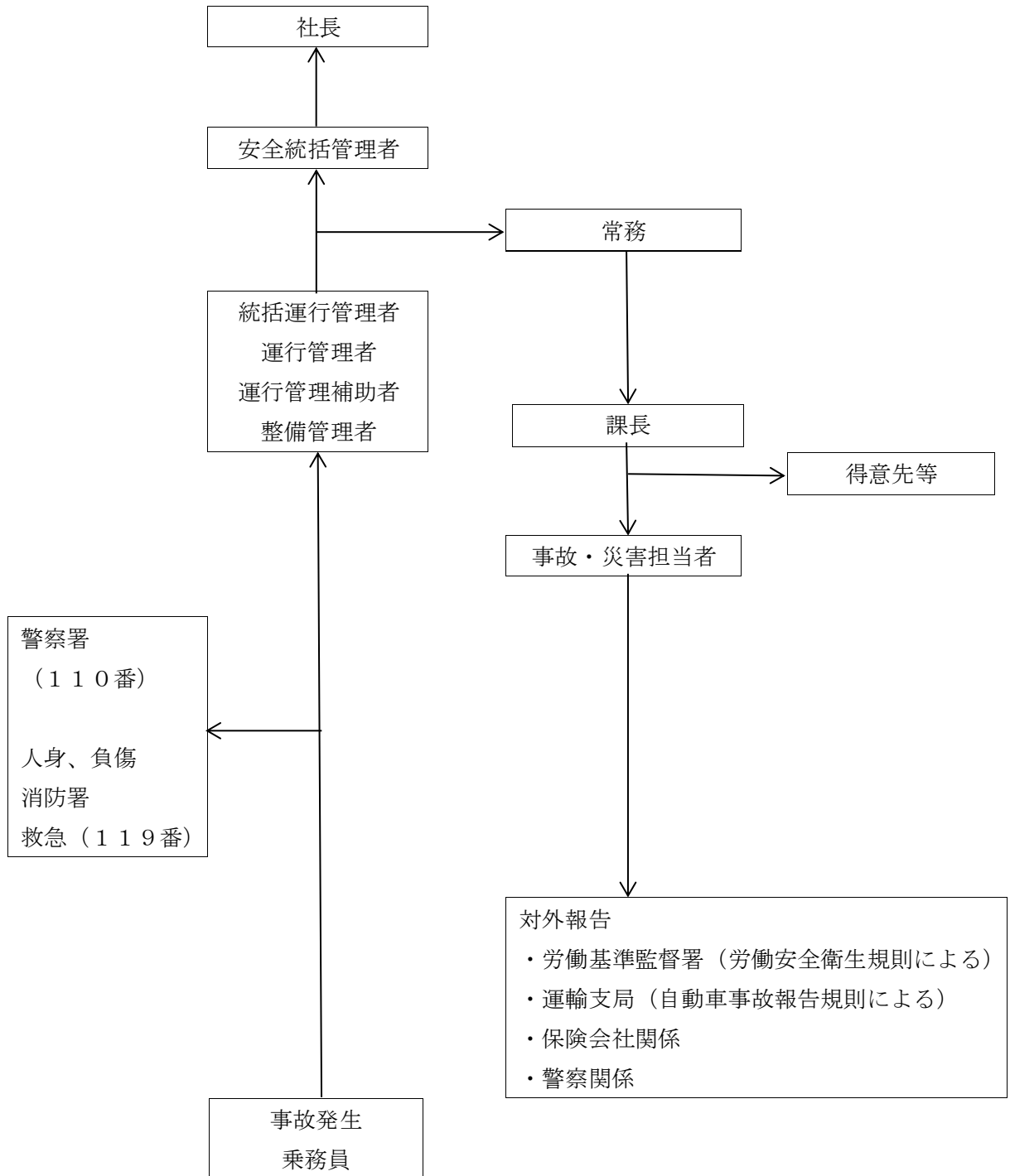
『自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計』

2015年度自動車事故報告書提出実績	
事故種別	件数
転覆	0件
転落	0件
路外免脱	0件
火災	0件
踏切	0件
衝突	0件
危険物等	0件
健康起因	0件
車両故障	0件
その他（前各項目に該当しないとき）	0件

『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』



『事故、災害に関する報告連絡体制』



安全管理規程

ひかり陸運株式会社 安全管理規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物運送事業法（以下「法」という。）をもって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物輸送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

- 1、社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努め、輸送の安全に関する情報は積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点実施)

第四条

- 1、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2)輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること

(3)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること

(4)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること

(5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施すること

2、グループ会社及び協力会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3、協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、協力会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、協力会社の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条

- 1、社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2、経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3、経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4、経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条

- 1、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- ・安全統括管理者
- ・運行管理者
- ・整備管理者

- ・その他必要な責任者
- 2、営業所長又は拠点長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄及び拠点内を統括し、指導監督を行う。
- 3、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

- 1、取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、該当管理者を解任する。

- ・国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- ・身体の故障、その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- ・関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者が、その職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ・全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- ・輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
- ・輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること
- ・輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知すること
- ・輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップに報告すること
- ・経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること
- ・運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること
- ・整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
- ・輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと
- ・その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画を従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に感ずる情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過、隠匿せず、直ちに関係者に伝達し、適切な対処策を講じる。

(事故、災害に関する報告連絡体制)

第十三条

- 1、事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は車内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3、安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示灯を行う。
- 4、自動車事故報告規則（昭和二六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修にかんする具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第一五条

- 1、安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発

生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2、安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保に必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

- 1、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

- 1、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び、指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。
- 2、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告いした場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に観ずる記録の管理等)

第十八条

- 1、本規程は、業務の実態に応じ定期的及び適時適切に見直しを行う。
- 2、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3、前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存方法は別に定める。

附 則

(施行期日)

第十九条 この規程は、平成19年4月1日から実施する。